

平成 年 月 日

愛知県知事 へ

住所又は団体にあつてはその所在地
氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書を提出します。

なお、意見書の内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧されることを了承します。

<意見書の記載及び提出について>

- 1 様式1枚目に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。
- 2 様式2枚目に大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項」についての意見を次ページにお書きください。
「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項」は下記の項目に分類されます。
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ウ 駐車場の出入口の問題
 - エ その他周辺道路の渋滞問題
 - (2) 騒音の発生に係る事項
 - ア 騒音問題への一般的対策
 - イ 小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策
 - ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策
 - (3) 廃棄物に係る事項等
 - ア 廃棄物の保管施設の問題
 - イ その他廃棄物の管理等に関する問題
 - (4) その他の事項
- 3 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設又は変更の届出の公告から4か月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。
- 4 意見書の提出先は、次のとおりです。

愛知県産業労働部商業流通課街づくりグループ

 - (1) 郵便 〒460-8501 (所在地記入不要)
 - (2) ファックス 052-954-6925
 - (3) 電子メール メールアドレス：shogyo@pref.aichi.lg.jp

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

[意見書番号]

(大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書)

提出者の氏名 (団体の場合は団体名及びその代表者氏名)	(縦覧に付されて、差し支えなければお書きください)
提出者の住所 (団体の場合はその所在地)	(縦覧に付されて、差し支えなければ町名までお書きください)

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見の対象となる生活環境の保持のために配慮すべき事項 (前頁の項目の分類番号で記入してください)	
意見の内容 意見の理由を含めてお書きください	

[意見書番号]